

# 衛生だより



令和3年度4号（4月）発行  
北部家畜保健衛生所  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1  
Tel：0478-54-1291 Fax：54-5996  
**夜間・休日緊急（転送されます）**  
（公社）千葉県畜産協会  
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

## 栃木県で豚熱の患畜を確認！（国内66,67例目）

### 【概要】

発生農場：栃木県那須塩原市

飼養状況：66例目 約6,000頭（疫学関連農場1農場 約9,000頭）  
67例目 約22,000頭

経緯：4月16日、飼養豚が死亡している旨の通報を受け、栃木県が病性鑑定を実施。

4月17日、精密検査の結果、豚熱の患畜であることが判明。

☆野生イノシシの感染は現在も拡大中。県内への侵入リスクが高まっています。

防護柵・防鳥ネットの設置等を徹底し、疾病の侵入を防止しましょう！

### ⚠ 疾病侵入防止のため、飼養衛生管理の再確認、再徹底を！

#### ○車両消毒の徹底、交差汚染の防止

特に、と畜場、死亡獣畜回収場所、家畜市場、共同糞尿処理場など、畜産施設に出入りした際は、消毒を徹底しましょう。



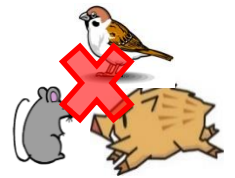
#### ○農場・畜舎へ入る際の手指の消毒

#### ○畜舎専用衣服・靴の着用

#### ○畜舎・器具のこまめな清掃、消毒

#### ○野生動物との接触・侵入防止対策の徹底

ネズミ、昆虫の駆除、豚舎外壁の補修、★防護柵・防鳥ネットの設置等



★防護柵・防鳥ネットの設置は令和2年11月1日から義務化されています。  
堆肥舎、死体保管場所への設置も忘れずに！

#### ○毎日の健康観察と早期発見及び異常時の早期通報

飼養豚に異状が見られたら、直ちに家畜保健衛生所に通報を！

**令和3年4月1日から、飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底が義務化されました！**

※マニュアルの作成例は農林水産省HPをご覧ください。

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)

豚の様子がおかしいと思ったら… **北部家畜保健衛生所** Tel.0478-54-1291

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください